

第 4 回

富里市農業委員會議事錄

令和 3 年 4 月 2 日（金）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第4回）

日 時 令和3年4月2日（金）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会长 藤 崎 芳 久

議 事 1 議事録署名委員の指名

- 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 5 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
- 6 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
- 7 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について
- 8 報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

農業委員

出席（8名）

| | | | | | | | | |
|----|---|---|---|----|----|---|---|-----|
| 1番 | 関 | 利 | 之 | 2番 | 伊 | 井 | 義 | 則 |
| 3番 | 塩 | 澤 | 英 | 一 | 4番 | 篠 | 原 | 美惠子 |
| 5番 | 相 | 川 | 克 | 義 | 6番 | 森 | 田 | 孝子 |
| 7番 | 田 | 上 | 友 | 子 | 8番 | 藤 | 崎 | 芳久 |

欠席（0名）

◎開会

議長 これより令和3年第4回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後 1時30分)

◎議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

相川克義君、森田孝子君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議長 日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 議案第1号 第3条の規定による許可申請について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、藤崎会長、相川委員と私、田上です。

申請概要は議案のとおりです。

申請理由は、権利者は経営規模拡大、義務者は離農、65歳でグループホームに入所しており作業が困難なためとのことです。

申請地は、市役所より人形台団地に向かい、人形台入口を左折し100メートルほどの右側に位置しています。

現状は畠としてきれいに耕されており、境界も確認できます。

進入路は市道に隣接しており問題ありません。

第三者の権利はありません。

売買価格は総額65万円です。

権利者の経営状態は、農業経営畑作で、現在14.55ヘクタールに主に小松菜を栽培しております。

労働力は専業9人、雇用6人、他臨時として16人の雇用があります。

農機具は一式完備しております。

當農計画は、年間通して小松菜栽培、約50万円の収益見込みです。

現在の耕作状況は特に問題ありません。

住所地から申請地までの距離は約1キロメートル。通作時間は自動車で約5分ほどです。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、所有権移転2を議題とします。

篠原委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

篠原委員。

篠原委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は、塩澤委員と私、篠原です。

概要は議案記載のとおりです。

コロナ感染対策のため、聞き取り調査は実施いたしませんでした。

今回の申請理由は、権利者は経営規模の拡大、義務者は耕作できないため贈与する、です。

権利者、義務者の関係は第三者です。

申請地は、両国方向から南小学校を過ぎて左折し、150メートルほど先を右折したところにある畠、1筆359平方メートルです。

隣地を権利者が所有しており、境界確定しており進入路も確保されています。

申請地は現在作付けしておりませんでしたが、トラクターできれいに耕されていました。

次に権利者についてですが、世帯員3名で従農3名、専業2名です。

トラクター4台、管理機1台、動噴1台など一式完備しており、権利取得後は人参を作付

けするそうです。

現在所有している農地も効率的に耕作しており、農業規模を縮小させる行為も行っておりません。

住所地から申請地へは50メートルほどで、車で1分くらいです。

耕作の一切を第三者へ委託する予定はなく、効率的に利用されると認められます。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

◎議案第2号

議 長 日程第3、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

関委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

関委員。

関委員 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2について現地調査及び書類審査の報告をします。

担当委員は伊井委員と私、関です。

土地の表示、権利者、義務者、施設の概要、所有権移転事由は、議案記載のとおりです。

申請地は、乗馬クラブクレイン千葉富里近くの既造成地4区画の内の1区画です。

農地区分は、市役所から500メートル、農地法施行規則第45条第2号に該当するため、第2種農地（a）です。

農振については、平成10年6月10日全体見直しです。

資金計画は、3,500万円。自己資金200万円。残高証明書、[REDACTED]銀行[REDACTED]支店が添付されておりました。借入金は3,300万円。[REDACTED]銀行[REDACTED]店の証明が添付さ

れておりました。

1階の床面積は63平米、2階床面積は54.37平米、延べ床面積は117.37平米。

給排水関係ですが、排水につきましては合併浄化槽5人槽。放流先は既存排水樹。

水道につきましては井戸です。

切土盛土はありません。造成を含む整地もありません。

雨水については敷地内浸透処理です。

農地区分が第2種農地であり、今回の総会の11ページにあります令和3年1月27日付け資材置場で許可された物件であり、転用目的を自己居住用住宅に変更することは許可相当と思われます。

以上です。

議長　ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、所有権移転2を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員　議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2について現地調査及び書類審査の報告をします。

担当委員は篠原委員と塩澤です。

概要は議案のとおりです。書類審査のため出席者はいません。

申請地はミニストップ獅子穴店信号から久能に向かい、500メートルのところを左折して二本目の路地を右に入って80メートルの左側のところです。平成10年6月10日に農振変更済みで、第2種農地に該当します。

大小の砂利が混入して畑作には不適でした。申請地の違反等はありませんでした。

権利者は現在成田市のアパートに暮らしており、子供の成長に伴い手狭になり新築を計画。

当該地は現在の住まいからも近く、立地が良いために選定しました。

申請地のほかに利用可能な土地はありません。隣接地との境界も確定されており、進入路も確保されています。

事業にかかる総額は2,900万円です。事業実施の資金は全額融資により確保されています。銀行の契約書も添付されていました。

第三者の権利もありません。

工期は許可後から令和4年3月31日までです。

他法令の状況は都市計画法が該当し、提出済みです。事業区域内に農地以外の土地はありません。

転用面積は適当です。

周辺地権者への説明は行われており、意見はありませんでした。

土砂の流出等の対策はブロックを積むなど被害を起こさないようにする。土砂搬入はありません。

防災計画は防塵ネットなどを周囲にまわし被害防除に努める。ガス粉塵等の発生はありません。

雨水の処理は敷地内浸透。雑排水は合併浄化槽を設置して側溝に流します。

日照、通風による支障はありません。

以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準とも満たしており、許可相当と判断します。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

議長　日程第4、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員　議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、計画変更1の現地調査の報告をいたします。

担当委員は藤崎会長、田上委員、私相川です。

概要は議案書のとおりです。

転用の用途は資材置場です。

転用の概要は新型コロナの影響で工事の進行が遅れ、許可期間内に事業を終えることができなかつた。

転用の事由は林地開発工事から発生する伐採した木や根の仮置き場として使用する。

土地選定理由は [REDACTED] 社長の私有地で、発生元の場所からも近く立地条件が最も適しており、他に適した候補地が見つからない。

事業にかかる総額は100万円で、土地賃借料です。全額自己資金です。

工期は令和4年5月31日までの1年間。

工事期間中の防災計画は、入口には関係者以外立入禁止の表示をし、チェーンにて入口をふさぐ。

以上、報告を終わります。

議長　ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、本案を採決します。

本案を承認相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認相当と決定しました。

◎議案第4号

議長　日程第5、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、3月25日付けにて富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の7ページに3年新規、畑1筆、9,024平方メートル。次第の8ページに6年新規、田2筆、3,666平方メートル。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で、審議案件は終了しました。

◎報告第1号、2号、3号

議長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号、2号及び3号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出についてご報告します。

次第の9ページに、農地法第5条第1項第7号の規定による届出が2件ございます。

内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願についてご報告します。10ページをご覧ください。

1件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

本案件は、計画変更での手続きに変更するため、令和3年3月5日付けで許可申請の取下願が提出されたものです。

統いて報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願についてご報告します。

11ページをご覧ください。

1件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

本案件は、資材置場に転用するため令和3年1月27日付けで許可されたものですが、転用目的を変更するため、令和3年3月16日付けで許可取消願が提出されたものです。

以上、報告を終わります。

議 長 ただいまの報告第1号、2号及び3号について、質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようなので、了解いただきたいと存じます。

◎閉会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後 1時50分)

議事録署名委員

会長

署名委員

署名委員

